

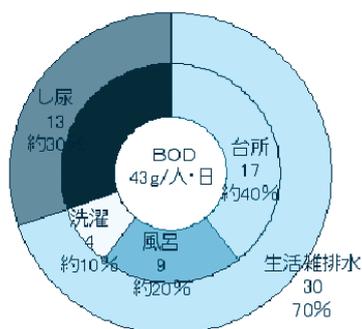
イ 生活系

生活排水とは、日常の生活に伴って出る排水のことで、「し尿」と台所や風呂場や洗濯などからの「生活雑排水」に分けられます。

生活排水は産業系の排水と違って、ほとんど有害物質を含まず、BOD (COD) や窒素、りんなどが高いのが特徴です。

BODの量は平均すると、1人1日当たり「し尿」で13g、「生活雑排水」で30gです。(図表4-3-20)

図表 4-3-20 生活排水の性状



出典：環境省 HP「生活排水読本」のデータより

ウ 産業系

26年度末現在の水質汚濁防止法の特定事業場届出数は10,628事業場で、このうち、規制対象事業場（排水量が30m³/日以上又は有害物質使用特定事業場等）は1,999事業場で全体の19.5%です。(図表4-3-21)

図表 4-3-21 特定事業場届出状況

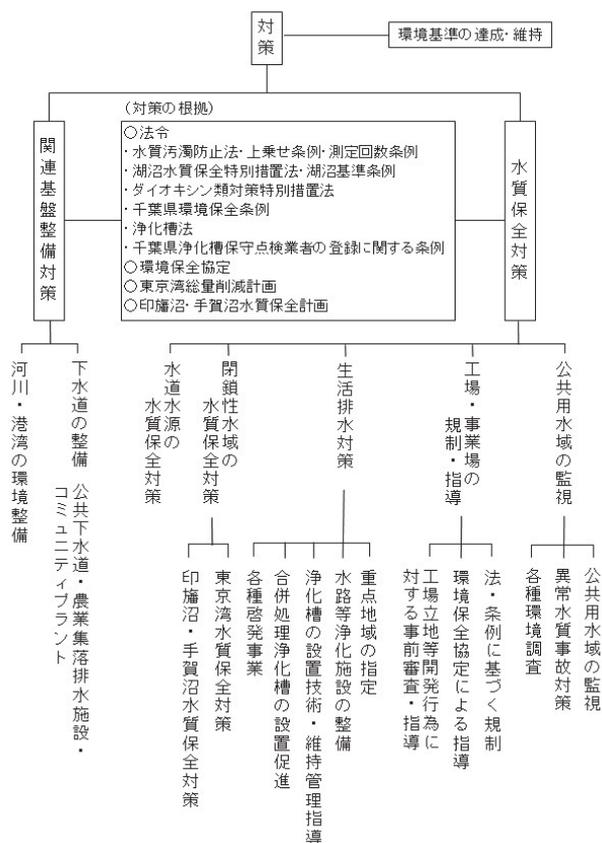
(26年度末現在)

区分	特定事業場数		うち規制対象事業場数		
	数	()	数	()	
県所管分	7,924	(7,981)	1,245	(1,279)	
政令市所管分	千葉市	761	(781)	118	(143)
	市川市	406	(404)	158	(157)
	船橋市	487	(519)	192	(191)
	松戸市	318	(326)	80	(81)
	柏市	276	(261)	85	(107)
	市原市	456	(454)	121	(119)
	小計	2,704	(2,745)	754	(798)
合計	10,628	(10,726)	1,999	(2,077)	

(注) 1. () 内は 25 年度末の数値。
2. 規制対象の欄の数値は事業場数の内数。

2 県の施策展開 (図表4-3-22)

図表 4-3-22 水質保全対策体系図



(注) 1. 上乗せ条例とは、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」のこと。
2. 測定回数条例とは、「千葉県排水水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定の回数を定める条例」のこと。

(1) 工場・事業場等に対する対策の徹底

ア 法・条例による規制

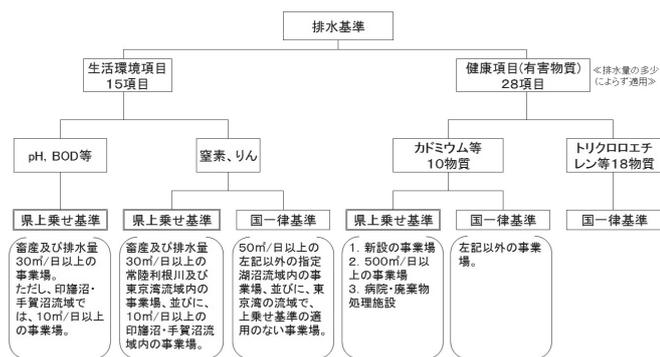
(ア) 水質汚濁防止法及び上乗せ条例等に基づく規制

法に定められた施設（特定施設）を設置する工場・事業場（特定事業場）に対して、排出水の汚濁濃度についての基準（排水基準）等を定め規制しています。

排水基準は都道府県の実情に応じて、国が定める一律基準よりも厳しい基準（*上乗せ基準）を定めることができるとされており、本県では、全県にわたって水域、業種、排水量、新設・既設の区分により上乗せ基準を定めるとともに、条例で国よりも高い頻度での自主分析を事業者には義務付けています。

さらに、印旛沼・手賀沼については、日平均排水量が10m³以上の小規模な特定事業場も規制対象としています。(図表4-3-23)

図表 4-3-23 本県における特定事業場に対する排水規制の体系 (26年度)



(イ) 立入検査

特定事業場の排水基準遵守の状況等を監視するため、26年度に県及び政令市(図表4-3-21参照)が1,999(県所管1,245)の規制対象事業場に対し、延べ1,454(県所管752)事業場の排水検査を実施しました。

この結果、延べ158(県所管79)事業場(10.9%)が排水基準に違反していました。(図表4-3-24)

違反の原因は、排水処理施設の維持管理の不徹底によるものが最も多く、次いで排水処理施設の不備、故障・事故の順となっており、違反事業場に対しては、改善勧告等の行政措置により排水処理施設の維持管理の強化等改善を指導しました。

図表 4-3-24 水質汚濁防止法に基づく立入検査結果 (3か年経緯、政令市も含めた全県下)

年度	24	25	26	
特定事業場総数	10,731	10,726	10,628	
規制対象事業場数	2,102(538)	2,077(541)	1,999(484)	
排水検査実施 延事業場数	1,470(357)	1,402(318)	1,454(326)	
延違反事業場数	183(17)	153(15)	158(16)	
違反率(%)	12.4(4.8)	10.9(4.4)	10.9(4.5)	
行政措置 件数	一時停止	1(1)	0(0)	0(0)
	改善命令	2(0)	0(0)	0(0)
	勸告	138(5)	117(11)	108(11)
	指導	41(11)	36(4)	48(2)

(注)1. 特定事業場総数及び規制対象事業場数は各年度末現在の届出数
2. ()内は、有害物質使用特定事業場及び有害物質基準値超過事業場に係る内数

(ウ) 千葉県環境保全条例に基づく規制

「千葉県環境保全条例」では、「水質汚濁防止法」の特定施設のほかに、独自に特定施設(小規模な畜舎等)を規定し、排水基準を定め規制しています。

26年度末現在の届出事業場数は、1,314事業場となっています。

イ 指導

(ア) 環境保全協定に基づく指導

千葉臨海地域(千葉市から富津市に至る6市)の主要工場と県・関係市とで締結している環境保全協定により、COD、窒素及びりん等の汚濁負荷量の削減を図るとともに、有害物質等についての排出基準を定め指導しています。

なお、協定の遵守状況を確認するため、26年度は水質保全に関する細目協定対象の42社49工場中47工場に対し、県・市合同の立入調査を実施したところ、協定値の超過が1件ありました。(図表4-3-25)

また、協定工場が生産施設等を新・増設、変更若しくは廃止する場合には、事前に協議することとしており、26年度には水質等に関し22件の審査を実施し、汚濁負荷量削減等必要な措置を講ずるよう指導しました。

図表 4-3-25 協定に基づく立入調査結果 (26年度)

細目協定 締結工場	立入調査 延工場数	排水調査 延溝数	超過 延工場数	超過率 (%)
49	47	117	1	0.9

(イ) 工場立地等各種開発行為の事前審査による指導

以下に示す開発行為等について審査・指導を行い、必要に応じて水質汚濁防止に関する指導を行っています。

26年度は、延べ82件の事前審査を実施し、給排水計画、地下水涵養等について指導しました。

- 千葉県の開発許可制度に基づく開発行為に対する審査・指導(12件)
- 自然公園等における建築物等建設事前協議

における審査・指導（1件）

- 企業庁等の所有する工業用地への進出企業が提出する環境保全対策書の審査・指導（8件）

（イ）小規模事業場への指導

「水質汚濁防止法」等の排水規制の対象とならない飲食店等の小規模事業場については、排出水量は少ないものの、一般家庭に比べ汚濁負荷は大きく、その影響は軽視できません。

このため、「千葉県環境保全条例」に排水処理施設の設置などを定め必要な措置を講ずるよう指導しています。

また、県庁ホームページにより適切な排水対策の普及・啓発を図るとともに、県及び政令市の関係部署が事業者を指導・助言する際の技術的な指針として「小規模事業場指導マニュアル」を作成し、適切な排水対策の確保を図っています。

（2）生活排水対策の推進

ア 全県域污水適正処理構想

県全域を対象とした総合的な污水処理の構想である「全県域污水適正処理構想」（8年度策定、15年7月及び23年3月見直し）に基づき、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの污水処理施設の整備を、地域の実情に合わせ効率的に進めます。

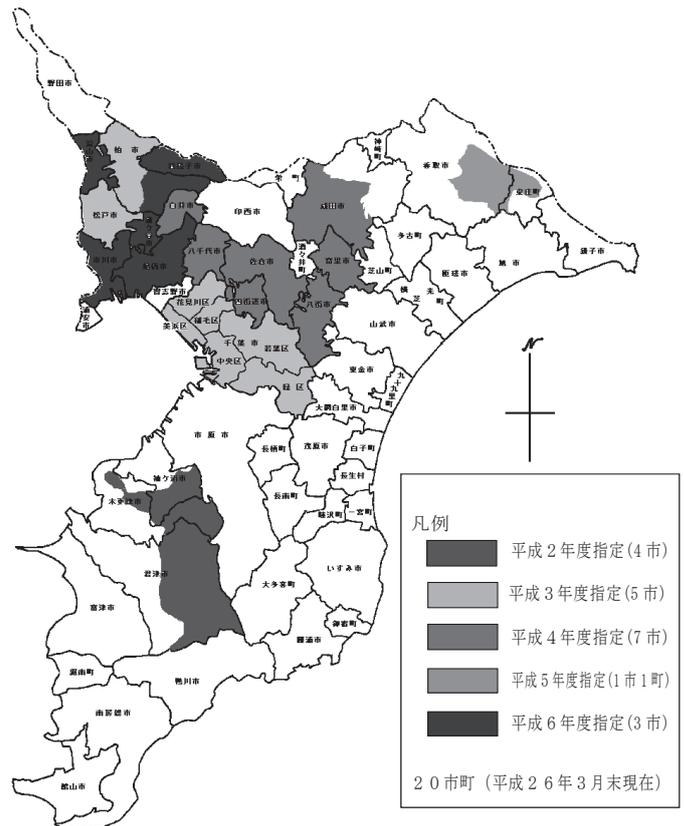
なお、26年度末では全県の污水処理人口普及率は85.8%となっています。

イ 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策の推進

県は「水質汚濁防止法」に基づき「生活排水対策重点地域」を指定しています。

指定された地域の市町村は、推進計画の策定、啓発、浄化施設の整備など、生活排水対策を計画的に実施しています。（図表4-3-26）

図表 4-3-26 生活排水対策重点地域指定状況



ウ 下水道の整備

下水道は、生活環境の改善、浸水防除のほか、河川、海域、湖沼といった公共用水域の水質保全を図るための重要な基盤施設です。

本県では、公共用水域の水質環境基準を達成維持することを目的とした下水道整備に関する総合的な基本計画「流域別下水道整備総合計画」を策定し、流域下水道、公共下水道等の下水道事業を実施しています。

26年度末現在、県内の下水道処理人口普及率は72.1%となっています。

また、閉鎖性水域等の水質改善を目的とした高度処理の導入を進めており、26年度末で県内の高度処理人口普及率は、24.9%となっています。

さらに、海老川流域水循環系再生への取組として、平常時流量の確保と水質の改善を図るため、下水高度処理水を河川に導水し、新たな水環境の創造に取り組んでおり、19年10月から長津川及び飯山満川への導水を実施しています。

(ア) 流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画は、流域下水道や公共下水道の事業計画の上位計画として位置付けられるものであり、本県の場合、公共用水域別に東京湾、利根川及び九十九里・南房総の3流域に分けて策定されています。

(イ) 流域下水道

流域下水道は2以上の市町村からの汚水を受け、処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠から成り立っています。

事業は原則として都道府県が行うこととされ、本県では印旛沼流域下水道事業を昭和43年度から、手賀沼流域下水道事業を46年度から、江戸川左岸流域下水道事業を47年度から実施しています。(図表4-3-27)

図表 4-3-27 流域下水道計画（全体計画）及び実績（26年度末現在）

流域下水道の名称		印旛沼流域下水道	手賀沼流域下水道	江戸川左岸流域下水道
計画	関係市町村	千葉市他 12市町	松戸市他 6市	市川市他 7市
	面積(k㎡)	274	121	204
	計画人口(万人)	141	66	142
	管渠延長(km)	217.6	88.3	115.5
	処理場数	2	1	2
実績等	使用開始年度	49	56	56
	処理能力(千m ³ /日)	花見川395 同第二284	292	江戸川 第二464
	26年度事業費(億円)	8	7	83

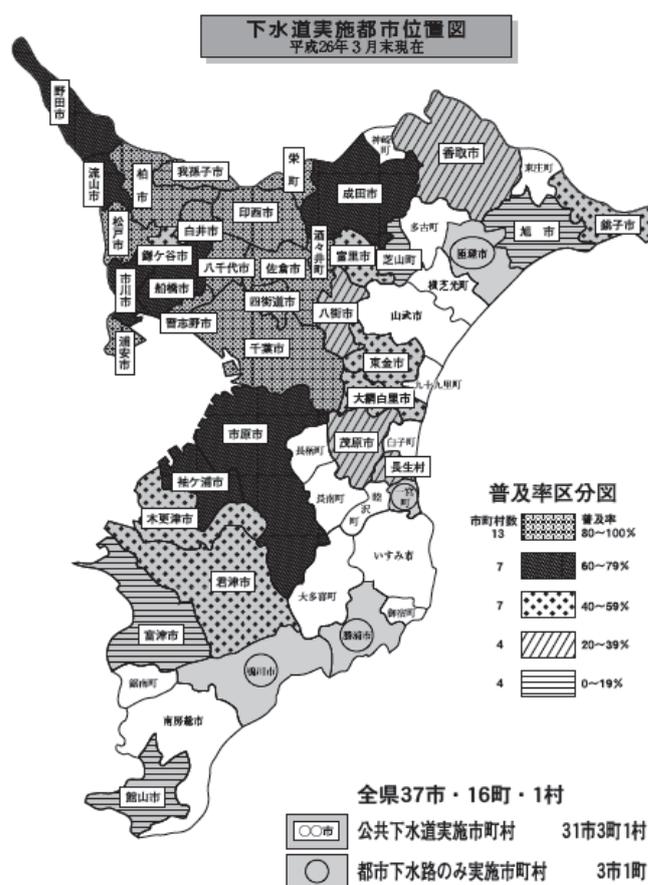
(ウ) 公共下水道

公共下水道は、市町村が事業を実施するもので、主として市街地の家庭や事業場から発生する汚水や雨水を排水施設によって集め、汚水については終末処理場で処理するか、流域下水道に接続して処理し、雨水については直接公共用水域に排除します。

公共下水道は26年度末現在県内35市町村で事業を実施しています。(図表4-3-28)

なお、26年度末現在の処理人口は約451万人であり、引き続き市町村が公共下水道の整備事業を推進し、下水道の普及に努めます。

図表 4-3-28 公共下水道の普及状況(26年度末現在)



エ 農業集落排水施設の整備

農村地域では、都市と比べて下水道などの整備が立ち遅れ、生活排水による農業用水や集落排水の水質汚濁が生じています。

このことが農業生産や生活環境の面で問題となり、河川や湖沼等の水質汚濁の原因にもなっています。

このため、県及び国は市町村が実施する農業集落排水施設（生活排水やし尿を集落単位程度で処理する小規模な下水道施設）の整備に対し補助金を交付し事業の推進を図っています。

26年度は1地区で、管路施設（L=3.2km）を整備しました。

26年度までに20市町65処理区で事業が完了、27年度は、袖ヶ浦市の1処理区において事業が実施されています。(図表4-3-29)

図表 4-3-29 農業集落排水事業 (27年3月末現在)

	市町村数	処理区数	計画人口人	総事業費百万円	市町村名(処理区数)
25年度まで完了処理区	20	65	78,590	98,852	千葉市(10)、茂原市(4)、成田市(6)、佐倉市(1)、東金市(4)、旭市(2)、君津市(1)、市原市(2)、袖ヶ浦市(2)、香取市(7)、山武市(4)、多古町(4)、大網白里市(2)、九十九里町(3)、芝山町(2)、横芝光町(2)、一宮町(3)、睦沢町(2)、長柄町(1)、長南町(3)
26年度実施処理区	1	1	3,330	3,815	袖ヶ浦市(1)
計	20	66	81,920	102,667	

(注)市町村数の計欄は、重複市町村を除く

オ 浄化槽の整備

(ア) 設置状況

26年度末現在の浄化槽設置基数は571,719基で、このうち、「し尿」のみを処理する単独処理浄化槽が浄化槽全体の60%を占めており、「生活雑排水」が未処理のまま放流されていることが問題となっています。

人槽区分で見ると、20人槽以下が全体の91%を占め、その多くは、家庭用の浄化槽です。

(図表4-3-30)

図表 4-3-30 規模別浄化槽設置基数 (26年度末現在)

区分	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	合計
5~20人槽	303,433	214,440	517,873
21~100人槽	34,622	11,750	46,372
101~200人槽	1,489	2,432	3,921
201~500人槽	741	2,110	2,851
501人槽以上	70	632	702
合計	340,355	231,364	571,719

(イ) 合併処理浄化槽の設置促進

県では、「し尿」と「生活雑排水」を併せて処理する合併処理浄化槽の設置を促進するため、市町村が実施する合併処理浄化槽の設置及び既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等に係る補助事業に対し助成しています。26年度は1,123(うち高度処理型624)基の設置及び856基の単独処理浄化槽やくみ取り便所からの転換に対し助成しました。

(ウ) 浄化槽の維持管理

浄化槽がその機能を発揮するには、適正な設置及び維持管理が不可欠なことから、浄化槽管理者に対する啓発及び立入検査指導、保守点検業者に対する指導等を実施しています。

また、「浄化槽法」により、浄化槽管理者は、浄化槽の使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に設置後等の水質検査(法第7条検査)を、さらに、毎年1回定期検査(法第11条検査)を受けることが義務付けられています(法定検査)。この検査は、知事の指定機関である(公社)千葉県浄化槽検査センターが実施しており、26年度は、48,364基の検査を行いました。

この検査結果に基づき、不適正浄化槽の管理者に対して指導を行っています。(図表4-3-31)

図表 4-3-31 浄化槽法定検査実施結果(26年度)

検査基数	判定結果		
	適正	おおむね適正	不適正
48,364	31,792	15,100	1,472

(3) 水質監視の実施

ア 水質測定計画に基づく常時監視

県では、公共用水域の水質を把握するため、「水質汚濁防止法」に基づき毎年度「水質測定計画」を定め、関係機関と共同で測定を行い、環境基準の達成状況について評価を行っています。

26年度は国土交通省、東京都、千葉県及び法に定める政令市(千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市及び市原市)がそれぞれ分担して、県内の69河川・122地点、4湖沼・15地点、4海域・42地点の合計179地点で水質測定を実施しました。(図表4-3-32)

図表 4-3-32 26年度公共用水域水質測定計画の概要

水域の区分	測定機関	水域数	測定値点数(環境基準点)
河川	国土交通省、東京都、県、政令市	69	122(73)
湖沼	国土交通省、県、政令市	4	15(4)
海域	県、政令市	4	42(21)
合計		77	179(98)

イ その他の調査

公共用水域では、「水質測定計画」に基づく水質測定のほか、水質保全施策推進のための各種調査を実施しています。（図表4-3-33）

図表 4-3-33 公共用水域に係る各種調査

調査名	調査の概要
海水浴場水質等実態調査	海水浴に供される公共用水域の水質等の実態を把握し、必要な水質保全対策を指導するための調査
赤潮・青潮調査	東京湾内湾の赤潮・青潮発生状況についての調査

(4) 印旛沼・手賀沼における浄化対策の推進

ア 湖沼水質保全特別措置法に基づく規制

水質汚濁の著しい湖沼の水質保全を図るために制定された「湖沼水質保全特別措置法」（湖沼法）により、本県では印旛沼、手賀沼及び霞ヶ浦流域に含まれる地域が指定地域となっています。

指定地域内では、「水質汚濁防止法」による規制に加え、湖沼法により50m³/日以上指定地域内事業場に対してCOD、窒素及びりんについて汚濁負荷量規制が適用されています。（図表4-3-34）

また、一定規模以上の畜舎に対して構造・使用基準を定めた「湖沼水質保全特別措置法に基づき指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例」による規制も行っています。

図表 4-3-34 湖沼特定事業場の届出状況

(26年度末現在)

湖沼名	湖沼特定事業場	みなし指定地域特定事業場		指定施設
		病院	し尿浄化槽	
印旛沼	125	5	88	5
手賀沼	29	1	31	0
霞ヶ浦	2	0	2	0
計	156	6	121	5

イ 湖沼水質保全計画

「湖沼水質保全特別措置法」では、水質汚濁の著しい湖沼を指定し「湖沼水質保全計画」を策定の上、下水道の整備等の各種事業、生活

系や産業系の排水に対する規制等の施策を総合的・計画的に推進するとされており、本県では、印旛沼（13市町）、手賀沼（7市）及び霞ヶ浦流域（1市）が指定地域となっています。

県では、印旛沼及び手賀沼について、昭和61年度以降5年ごとに「湖沼水質保全計画」を策定し、24年3月に、42年（西暦2030年）における望ましい将来像としての長期ビジョンを掲げ、その達成を目指し、27年度を目標年度とする第6期の計画を策定しました。

長期ビジョン

- ・印旛沼
 - ・遊び、泳げる印旛沼・流域
 - ・人が集い、人と共生する印旛沼・流域
 - ・ふるさとの生き物をはぐくむ印旛沼・流域
- ・手賀沼
 - ・かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境の再生
 - ・環境基準の達成

本計画では、第5期の計画策定時に流出水対策地区として指定した鹿島川流域（印旛沼）及び大津川流域（手賀沼）について、引き続き、市街地や農地からの汚濁物質の流出防止対策を重点的に実施することとしています。（図表4-3-35）

また、事業場からの排水に対して、新設事業場のみ対象としていた汚濁物質の排出負荷量規制を、既設の事業場にも適用しています。

図表 4-3-35 第 6 期湖沼水質保全計画水質目標値と主要事業

水質目標 及び事業名	印旛沼		手賀沼	
	基準年度 (22年度)	目標年度 (27年度)	基準年度 (22年度)	目標年度 (27年度)
水質目標				
COD (75%値)	10mg/L	9.7mg/L	9.6mg/L	8.8mg/L
参考値COD (年平均値)	8.9mg/L	8.5mg/L	8.9mg/L	8.2mg/L
全窒素 (年平均値)	2.9mg/L	2.7mg/L	2.5mg/L	2.4mg/L
全りん (年平均値)	0.14mg/L	0.13mg/L	0.16mg/L	0.14mg/L
下水道整備 (処理人口)	612 千人	644 千人	446 千人	480 千人
下水道普及率	79.9%	81.4%	88.4%	91.8%
合併処理浄化槽	9,970 基	1,884 基増	2,241 基	600 基増
うち高度処理型	1,958 基	1,799 基増	560 基	338 基増
農業集落排水施設	10 施設	10 施設	—	—
植生帯整備(沼内)	7 箇所	4 箇所	2 箇所	1 箇所
多自然川づくり(河川)	5.54km	16.47km	4.48km	5.15km
雨水浸透施設	59,969 基	66,076 基	20,120 基	24,355 基
透水性舗装	296,238 m ²	363,366 m ²	86,585 m ²	106,677 m ²
市街地排水浄化 対策モデル事業	—	—	1,750 m ³ /日	1,300 m ³ /日
北千葉導水事業	—	—	浄化用水の導水 (最大10 m ³ /秒)	浄化用水の導水 (最大10 m ³ /秒)
流出水対策地区	鹿島川流域		大津川流域	
雨水浸透施設	15,483 基	16,677 基	11,582 基	11,587 基
透水性舗装	41,685 m ²	81,420 m ²	26,876 m ²	28,856 m ²

さらに、植物による水質浄化機能に注目し、植生帯を整備することとし、推進に当たっては、国・県・市町村の行政機関だけでなく、住民及び市民活動団体・事業者が一体となって、より一層の水質浄化対策に取り組むこととしています。

ウ 健全な水循環の回復の取組

両沼の流域では、都市化の進行など土地利用の変化に伴い、流入汚濁負荷の増加とともに、雨水の地下浸透・保水能力の低下、多様な生態系を支える水辺地の消失など、健全な水循環が損なわれ、水質汚濁の大きな要因となっています。

このため、手賀沼については、15年7月に「手賀沼水循環回復行動計画」を策定し、住民・市民活動団体等との協働による身近な湧水や河川の調査、各種の行事や環境学習活動、「千葉県手賀沼親水広場」（手賀沼親水広場は、平成27年7月1日に我孫子市に移譲されました。）におけるイベントや環境学習等の取組を実施してきました。25年3月には目標年次や

行動メニュー等の見直しを行いました。（図表 4-3-36）

また、印旛沼についても、「印旛沼流域水循環健全化会議」を設置し、16年2月に流域の健全な水循環の回復のため、水環境の改善と治水対策について当面実施可能な「緊急行動計画」を策定するとともに、22年1月に「印旛沼流域水循環健全化計画」及び「第1期行動計画（案）」（図表 4-3-37）を取りまとめ、計画の実行状況、目標達成状況を常に確認しながら方向を修正し、着実に進めていく「みためし（見直し）行動」により、雨水浸透、環境にやさしい農業などの取組を進めています。

図表 4-3-36 手賀沼水循環回復行動計画

手賀沼水循環回復行動計画	
策定年月日	平成 25 年 3 月修正
計画の期間	平成 23 年度～平成 27 年度目標の達成状況等を点検・評価し、必要に応じて見直し更新
計画の目標	中期的な目標 ①水質改善・水量回復 COD(75%値) 8.8mg/L 参考値 COD(年平均値)8.2mg/L 全窒素 2.4mg/L 全りん 0.14mg/L ②生物生息環境の保全 水生植物の復活や魚・水鳥の増加に繋がる環境づくりを目指す。 ③人と水との関わり合い強化 手賀沼とその流域に対する意識の向上や一人ひとりの主体的な行動の増加を目指す。
	長期的な目標 ①かつてあった美しく豊かな環境の再生 ②環境基準の達成
取組の内容	取組の視点 主な行動メニュー 水質改善・水量回復 ・下水道の整備・接続の推進 ・合併処理浄化槽の設置・促進 ・透水性舗装の整備 ・流域の湧水・河川の協働調査
	生物生息環境の保全 ・多自然川づくり ・樹林地・斜面林の保全
	人と水との関わり合い強化 ・環境学習の推進 ・イベントの実施
推進の組織	手賀沼水環境保全協議会専門委員会※ 構成：学識者、NPO、事業者団体、利水団体、行政 役割：効果等の評価及び見直しについて、県へアドバイスをを行う。 ※「手賀沼水循環回復行動推進会議（平成 15 年 10 月設置）から平成 17 年 4 月に組織改正

図表4-3-37 印旛沼流域水循環健全化第1期行動計画(案)

印旛沼流域水循環健全化計画第1期行動計画(案)																			
策定年月日	平成22年1月																		
計画の期間	平成21年度～平成27年度 5年毎に見直し更新																		
計画の目標	<table border="1"> <tr> <th>目 標</th> <th>評価指標</th> </tr> <tr> <td>①良質な飲み水の源</td> <td>・クロロフィルa:75μg/L以下 ・COD:7.5mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>②遊び、泳げる</td> <td>・アオコ発生が目立たない ・透明度改善:0.5m程度</td> </tr> <tr> <td>③ふるさとの生き物はぐくむ</td> <td>・2-MIB、トリハロメタン生成能が改善する ・臭気が少なくなる</td> </tr> <tr> <td>④大雨でも安心できる</td> <td>・利用者数が増加 ・印旛沼底や水源の谷津で豊かな清水が湧く</td> </tr> <tr> <td>⑤人が集い、人と共生する</td> <td>・沈水植物が再生する ・特定外来生物を侵入・拡大させない ・治水安全度が向上する</td> </tr> </table>	目 標	評価指標	①良質な飲み水の源	・クロロフィルa:75 μ g/L以下 ・COD:7.5mg/L以下	②遊び、泳げる	・アオコ発生が目立たない ・透明度改善:0.5m程度	③ふるさとの生き物はぐくむ	・2-MIB、トリハロメタン生成能が改善する ・臭気が少なくなる	④大雨でも安心できる	・利用者数が増加 ・印旛沼底や水源の谷津で豊かな清水が湧く	⑤人が集い、人と共生する	・沈水植物が再生する ・特定外来生物を侵入・拡大させない ・治水安全度が向上する						
	目 標	評価指標																	
①良質な飲み水の源	・クロロフィルa:75 μ g/L以下 ・COD:7.5mg/L以下																		
②遊び、泳げる	・アオコ発生が目立たない ・透明度改善:0.5m程度																		
③ふるさとの生き物はぐくむ	・2-MIB、トリハロメタン生成能が改善する ・臭気が少なくなる																		
④大雨でも安心できる	・利用者数が増加 ・印旛沼底や水源の谷津で豊かな清水が湧く																		
⑤人が集い、人と共生する	・沈水植物が再生する ・特定外来生物を侵入・拡大させない ・治水安全度が向上する																		
取組の内容	<table border="1"> <tr> <th>重点対策群</th> <th>主な対策</th> </tr> <tr> <td>雨水を地下に浸透させる</td> <td>・各戸貯留・浸透施設の整備 ・透水性舗装の整備 等</td> </tr> <tr> <td>家庭から出る水の汚れを減らす</td> <td>・下水道の整備 ・高度処理型合併処理浄化槽の導入 ・家庭でできる生活雑排水対策の実施 等</td> </tr> <tr> <td>環境にやさしい農業の推進</td> <td>・環境保全型農業の実施 ・循環灌漑施設の整備 等</td> </tr> <tr> <td>湧水と谷津・里山を保全・再生し、ふるさとの生き物をはぐくむ</td> <td>・谷津・里山の保全 ・水田を利用した水質浄化 ・多自然川づくり ・外来種の駆除 等</td> </tr> <tr> <td>水害から町や交通機関を守る</td> <td>・印旛沼の築堤 ・鹿島川等の河道整備 等</td> </tr> <tr> <td>親しみのある水辺の創造</td> <td>・親水拠点の整備 等</td> </tr> <tr> <td>かつてあった水草の再生</td> <td>・植生帯の整備・維持管理 ・水生植物の保全・復元 等</td> </tr> <tr> <td>環境学習・流域市民の自主的な行動を活性にする</td> <td>・NPOの支援 ・教師への支援体制の確立 ・ゴミ清掃 ・環境調査の実施 等</td> </tr> </table>	重点対策群	主な対策	雨水を地下に浸透させる	・各戸貯留・浸透施設の整備 ・透水性舗装の整備 等	家庭から出る水の汚れを減らす	・下水道の整備 ・高度処理型合併処理浄化槽の導入 ・家庭でできる生活雑排水対策の実施 等	環境にやさしい農業の推進	・環境保全型農業の実施 ・循環灌漑施設の整備 等	湧水と谷津・里山を保全・再生し、ふるさとの生き物をはぐくむ	・谷津・里山の保全 ・水田を利用した水質浄化 ・多自然川づくり ・外来種の駆除 等	水害から町や交通機関を守る	・印旛沼の築堤 ・鹿島川等の河道整備 等	親しみのある水辺の創造	・親水拠点の整備 等	かつてあった水草の再生	・植生帯の整備・維持管理 ・水生植物の保全・復元 等	環境学習・流域市民の自主的な行動を活性にする	・NPOの支援 ・教師への支援体制の確立 ・ゴミ清掃 ・環境調査の実施 等
	重点対策群	主な対策																	
	雨水を地下に浸透させる	・各戸貯留・浸透施設の整備 ・透水性舗装の整備 等																	
	家庭から出る水の汚れを減らす	・下水道の整備 ・高度処理型合併処理浄化槽の導入 ・家庭でできる生活雑排水対策の実施 等																	
	環境にやさしい農業の推進	・環境保全型農業の実施 ・循環灌漑施設の整備 等																	
	湧水と谷津・里山を保全・再生し、ふるさとの生き物をはぐくむ	・谷津・里山の保全 ・水田を利用した水質浄化 ・多自然川づくり ・外来種の駆除 等																	
	水害から町や交通機関を守る	・印旛沼の築堤 ・鹿島川等の河道整備 等																	
	親しみのある水辺の創造	・親水拠点の整備 等																	
	かつてあった水草の再生	・植生帯の整備・維持管理 ・水生植物の保全・復元 等																	
環境学習・流域市民の自主的な行動を活性にする	・NPOの支援 ・教師への支援体制の確立 ・ゴミ清掃 ・環境調査の実施 等																		
推進の組織	印旛沼流域水循環健全化会議(13年10月設置) 構成:学識者、NPO、利水団体、行政 役割:計画の推進 中・長期的観点からの水環境改善策・治水対策の推進																		

エ その他の浄化対策

県・市町・利水者・環境市民団体連合組織で構成する「印旛沼水質保全協議会」及び「手賀沼水環境保全協議会」を組織し、浄化対策の推進について連絡調整を図るとともにポスターやパンフレットなどによる浄化啓発活動等を実施

しています。

なお、手賀沼においては、関係市と共同で「水環境創造事業」(下水道未整備地域での雑排水の下水道への取込等)の浄化対策を継続的に実施しています。

(5) 東京湾流入汚濁負荷削減対策の推進

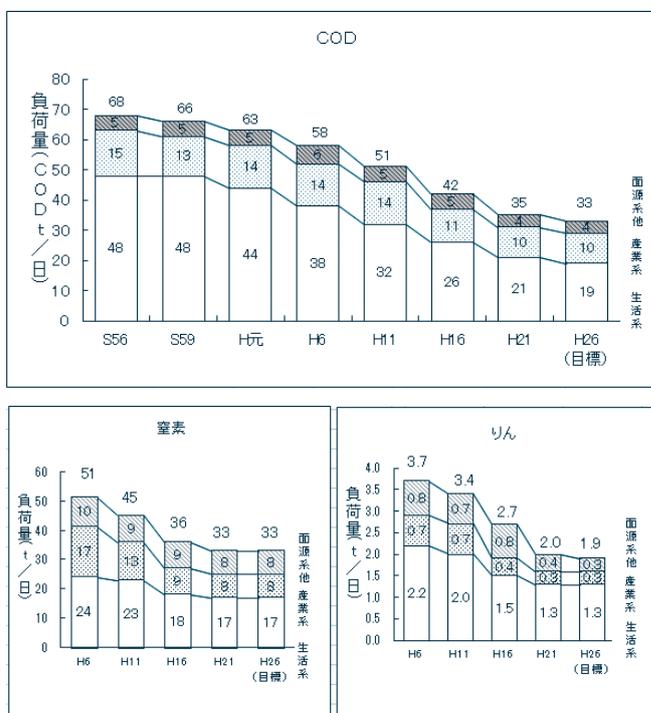
ア 総量削減計画

東京湾においては、環境基準達成率が低く、富津岬以北の内湾部では依然として赤潮や青潮の発生が見られます。

このため、水質汚濁防止法に基づき、COD、窒素含有量、りん含有量に係る「総量削減計画」を策定して、汚濁負荷量を統一かつ効果的に削減するための対策を推進してきました。その結果、汚濁負荷量は減少しています。(図表4-3-38)

24年2月には、第7次総量規制基準の設定と合わせて、第7次の「総量削減計画」を策定して対策を進めています。

図表4-3-38 東京湾の汚濁負荷量の推移(千葉県)



イ 総量規制

本県では、東京湾流域の21市町が、総量規制の地域に指定されています。この地域内の、排水量が50 m^3 /日以上の特定期間(指定地域内

事業場)については、COD、窒素含有量及びりん含有量について、許容される汚濁負荷量が定められています。

26年度末現在の県所管分の指定地域内事業場数は190事業場であり(図表4-3-39)、26年度は109事業所に立入検査を実施しました。

その規制基準の遵守状況は、概ね良好な状態でした。

図表 4-3-39 指定地域内事業場の届出状況
(26年度末現在)

排水量区分 所管区分		50~400 m ³ /日	400m ³ /日 以上	計
県		141	49	190
政令市	千葉市	19	16	35
	市川市	74	12	86
	船橋市	68	16	84
	松戸市	26	11	37
	柏市	5	1	6
	市原市	53	37	90
小計		245	93	338
合計		386	142	528

(6) 水質保全に向けた啓発事業の推進

県では、環境省が実施している水生生物による水質調査に協力しています。

調査は、身近な河川にすんでいる水生生物(昆虫などの*指標生物)の生息状況により水質を調査するもので、昭和59年度から毎年実施しており、学校の生物クラブや市民グループ等に参加を呼びかけ、地域の理解と協力の元に実施しています。26年度は26団体、延461名の参加をいただきました。

また、「エコメッセ2014 inちば」において、パネル展示やパンフレットの配布等の啓発活動を行ったほか、住民や市民活動団体等と連携をして、印旛沼では環境学習に関する小学校への出前講座や教員研修会を、手賀沼では手賀沼親水広場を活用した親子船上学習会、手賀沼ウォッチング、自然観察会等を行い、環境保全に対する意識高揚を図りました。

(7) その他の対策

ア 水道水源の水質保全対策

小櫃川流域の木更津市、袖ヶ浦市及び君津

市、養老川流域の市原市、長尾川流域の南房総市、黒部川流域等の銚子市及び地下水を水源としている神崎町等6市4町において、安全な飲み水を求める住民の意向を受けて水道水源を保護するため、市町村条例が制定されています。

イ 河川の浄化

河川では、近年、生活排水や工場排水による水質汚濁のほか、市街地や農地からの汚濁負荷も問題となっており、水質汚濁の著しい都市河川等において、図表4-3-40にあるような川床に堆積した底泥の浚渫や河川水の直接浄化が行われています。

図表 4-3-40 河川浄化に係る事業の実施状況

事業内容	事業実施河川	
	26年度末までの実施河川	27年度実施予定河川
しゅんせつ	小畑川、飯山満川、派川大柏川、春木川	小畑川、派川大柏川、春木川、猫実川、飯山満川
浄化施設	新坂川、大津川、派川大柏川、春木川、大柏川、黒部川、玉川、桁沼川	新坂川、大津川、派川大柏川、春木川、大柏川、黒部川、玉川、桁沼川
浄化用水導入	猫実川、堀江川	猫実川、堀江川
北千葉導水事業完成による浄化用水導入	手賀沼、大堀川、坂川、新坂川	手賀沼、大堀川、坂川、新坂川

また、総合的な取組としては、江戸川中流域で水質汚濁の大きな要因となっている坂川及び水道水源として早急な水質改善が求められている黒部川において、「清流ルネッサンス21(水環境改善緊急行動計画)」に引き続き、「清流ルネッサンスⅡ」のもと、水循環の健全化を図るため、河川水の直接浄化、下水道の整備・接続、合併浄化槽の設置等の水環境改善施策を総合的に実施しています。

ウ 港湾環境の整備

港湾は、海陸の輸送の結節点として、産業活動における物流を支える重要な役割を果たしています。

県では「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」等により海洋の汚染防止を図る一方で、良好な利用環境を提供できるよう港湾環境

整備事業を進めています。

(ア) 汚染防止事業

海面浮遊じん芥等の回収を目的として千葉港及び木更津港において海面清掃を行い、26年度には2,139m³を回収しました。

このほか、「港湾区域内における流出油処理要領」により、油流出事故の未然防止及び迅速

な処理に努めています。

(イ) 利用環境の提供

県民の憩いと潤いの場となるよう緑地や広場等を整備し、海洋性レクリエーションや親水アメニティに対応した港湾環境を提供できるよう事業を進めています。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価 (政策・回答不要)

項目名	基準年度	現況	目標
河川・湖沼・海域の環境基準の達成率 (BOD・COD)	67.1% (18年度) 全国平均 86.3%	70.6% (26年度)	全国平均並みの達成率確保 (30年度)
印旛沼の水質	8.6mg/L (18年度 COD 年 平均値)	11mg/L (26年度 COD 年平均値)	遊び泳げる印旛沼とその流域の回復 (42年度) [参考]水浴場基準開設期間中の 平均値が 5mg/L 以下
手賀沼の水質	7.9mg/L (18年度 COD 年 平均値)	7.6mg/L (26年度 COD 年平均値)	かつて手賀沼とその流域にあった 美しく豊かな環境の回復 (42年度) [参考]環境基準 5mg/L 以下:75%値
東京湾の環境基準 達成率	63.6% (18年度)	45.5% (26年度)	向上させます (30年度)
県全域の汚水処理 人口普及率	79.7% (18年度)	85.8% (26年度)	85.7% (29年度)

《評価》

河川・湖沼・海域の環境基準達成率及び手賀沼の水質は基準年度と比べ改善していますが、印旛沼の水質及び東京湾の環境基準達成率は基準年度と比べ悪化しています。